

集団回収を始めませんか？

～再生資源集団回収のすすめ～



集団回収…それは何ですか？

市が実施している資源物回収とは別に、**市内の住民団体等が自主的に缶、びん、ペットボトルや古紙、古布などの再生資源を集め、再生資源回収業者に引き渡す活動**のことです。



市の資源物回収とは何が違うの？

	集団回収	市の資源物回収
回収主体	回収団体と契約した再生資源回収業者	市
回収場所	回収団体が再生資源回収業者と相談して決定	缶・びん・ペットボトル、古紙・古布の集積場所
回収日	回収団体が決定	市の指定した曜日
回収品目	回収団体が決定	缶・びん・ペットボトル、古紙・古布

集団回収の実施にはどんなメリットがあるの？



★団体の活動資金に！

集めた資源を回収業者へ売却した分が団体の収入となります。また、市から活動を応援するために、回収量に応じて報奨金(※)をお支払いします。集めた資源がお金になり、地域のイベントや交流活動、防災備品購入など、活動費に充てることができます。

★地域貢献・環境にやさしいまちづくり！

ごみの減量化、資源の有効活用につながり、地球にやさしい持続可能な社会に貢献できます。子どもたちへの環境教育にもつながります。

※茨木市では、ごみの減量や再資源化、ごみ問題への意識向上を目的に、集団回収を実施する団体に報奨金を支給しています。令和7年度の再生資源集団回収実施団体登録数は自治会201団体、子ども会87団体、管理組合116団体、その他(老人会等)26団体の計430団体でした。まだ実施されていない団体は、ぜひ裏面の集団回収報奨金制度の詳細をご覧ください、集団回収の実施について検討されてみませんか？

※集団回収報奨金制度の詳細は裏面をご覧ください。



茨木市再生資源集団回収報奨金制度

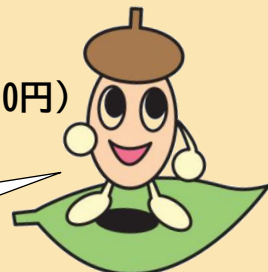
【対象団体】

- ①市内の自治会、こども会、婦人会、老人会、管理組合等の地域の住民で構成する営利を目的としない団体または社会福祉法人であって再生資源集団回収実施団体として登録された団体
- ②定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分している。
- ③年間回収回数（1月から12月まで）が6回以上であり、かつ、年間回収量が1トン以上である。

【報奨金支給額】

基本額20,000円に回収量1トンにつき1,500円を加えた額（上限：75,000円）
※ただし、回収量1トン未満の端数は切り捨てます。

<例>回収量が3トンだった場合の報奨金支給額は・・・
 $20,000円 + (1,500円 \times 3トン) = 24,500円$ となります！



集団回収のはじめ方

★回収する品目を決めましょう

資源となる品目はいろいろありますが、まず回収しやすい新聞・雑誌・雑がみなどから始め、徐々に回収品目を増やしていくのもひとつの方法です。

★役割分担を決めましょう

回収業者と連絡する係、場所を確保する係、PRする係、会計する係など役割分担を決めましょう。一部の方だけの負担にならないよう当番制にするなど、長続きする工夫をしましょう。

★回収業者と相談しましょう

近くの連絡の取りやすい回収業者を選んで、回収日時・場所・回収品目・回収方法・代金の支払い方法・雨天時の方法などを相談しましょう。

★回収日時を決めるときは

回収日時は「第〇曜日」「最終〇曜日」と覚えやすい日を決めましょう。地域の集団回収実施日が市の資源物収集日と重ならないようにしてください。やむを得ず同日にする場合は、集団回収の置き場所を市の資源物収集場所と別にするか、同じの場合は必ず市の資源物収集と区別できるようにしてください。

★PRを早めにしましょう

ある程度資源物が集まらないと業者も引き取ってくれません。初めて実施するときは、チラシ、ポスター、回覧板などで早めにPRしましょう。そのときは回収方法についてもPRしておくといでしょう。

茨木市再生資源集団回収報奨金制度の流れ

【 準備 】

- ① 団体を結成し、代表者を決める
- ② 回収業者を選ぶ

【 回収開始 】 集団回収を始める

【 団体登録～報奨金支給まで 】

- ① 4月～6月 市に団体登録(団体登録申請書を提出)を行う
- ② 6月～7月 市から登録申請のあった団体に「団体登録通知書」を郵送
- ③ 12月 市から団体に報奨金申請書を郵送
- ④ 1月 団体から市に報奨金申請書と引取伝票(原本)を提出
- ⑤ 2月 (1)市で申請書と引取伝票を審査し、報奨金を決定
(2)市から団体に報奨金通知書を郵送
(3)市から団体名義の金融機関口座に報奨金を振込

環境政策課ホームページでも
報奨金制度に係る申請書等が
ダウンロードできます。(ID:3526)



分からないことがあれば、お気軽にお問い合わせください！

茨木市 暮らし産業環境部 環境政策課 資源循環係（市役所本館8階）※本館北側エレベーター直通
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 (TEL) 072-620-1644